

資料編

(1) 諮問書

諮問第4号
令和元年9月30日

播磨町長期総合計画審議会
会長 田端 和彦 様

播磨町長 清水 ひろ子

第5次播磨町総合計画策定について（諮問）

本町は、平成23年度に策定しました第4次播磨町総合計画において、「まちが いきいき きらめくはりま ～未来につなげる みんなのまちづくり～」を目標に定め、まちづくりを進めております。

また、平成27年度には、国における地方創生の流れを受け、総合計画を基に「播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その推進にあたっては、毎年度施策評価を実施し、その取組の方向性を確認しているところです。

こうした中で、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、令和3年度以降10年間の第5次総合計画を策定し、住みよいまちづくりを進めていかなければなりません。

つきましては、貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

(2) 答申書

令和2年12月25日

播磨町長 清水 ひろ子 様

播磨町長期総合計画審議会
会長 田端 和彦

第5次播磨町総合計画策定について（答申）

令和元年9月30日に諮問のありました第5次播磨町総合計画について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添「第5次播磨町総合計画（案）」は概ね適当であるとの結論を得ましたので、下記のとおり意見を付して答申します。

なお、今後、計画の推進にあたっては、この答申及び審議会の過程で各委員から出された意見を十分に尊重いただき、まちの将来像「いいとこいっぱい！笑顔いっぱい！ みんなでつくる ふるさと はりま」の実現に努められるよう要望いたします。

記

- 1 策定された本総合計画に掲げられた目標の達成に向けて、PDCAサイクルによる見直しを行い、着実な事業実施に努められたい。
- 2 厳しい財政見通しを踏まえ、行財政改革の着実な実施とともに、国や県等の支援策を積極的に活用しながら、効率的かつ効果的な行財政運営を図られたい。
- 3 多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、協働によるまちづくりへの取り組みを促進するように図られたい。

以上

2

播磨町長期総合計画審議会

(1) 播磨町長期総合計画審議会委員名簿

会長◎ 副会長○

番号	所属等	氏名
1	兵庫大学・兵庫大学短期大学部 副学長	◎ 田端 和彦
2	播磨町商工会 副会長	○ 正木 隆資
3	播磨町まちづくりアドバイザー	佐伯 亮太
4	播磨町連合PTA協議会 会長	高木 利浩
5	播磨町社会福祉協議会 副会長	草部 芳彦
6	播磨町自治会連合会 委員	前田 忠男 (令和元年度) 田中 達郎 (令和2年度)
7	NPO 法人スポーツクラブ21はりま 理事	尼木 智美
8	播磨町連合婦人会 会長	藤本 徳子
9	(公社) 加古郡広域シルバー人材センター 事務局長	津村 道彦
10	人権擁護委員	松井 佳子
11	社会教育委員	森田 孝明
12	教育委員	田尻 美恵子
13	住民委員	井澤 妙子
14	住民委員	正願 智教
15	住民委員	井上 晴喜

(順不同、敬称略)

(2) 播磨町長期総合計画審議会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査の委託)

第5条 町長は、特に専門的な調査研究の必要がある事項について審議会の意見によりその一部を他の機関に委託することができる。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月8日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月9日条例第19号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

3

策定の経緯

令和元年度

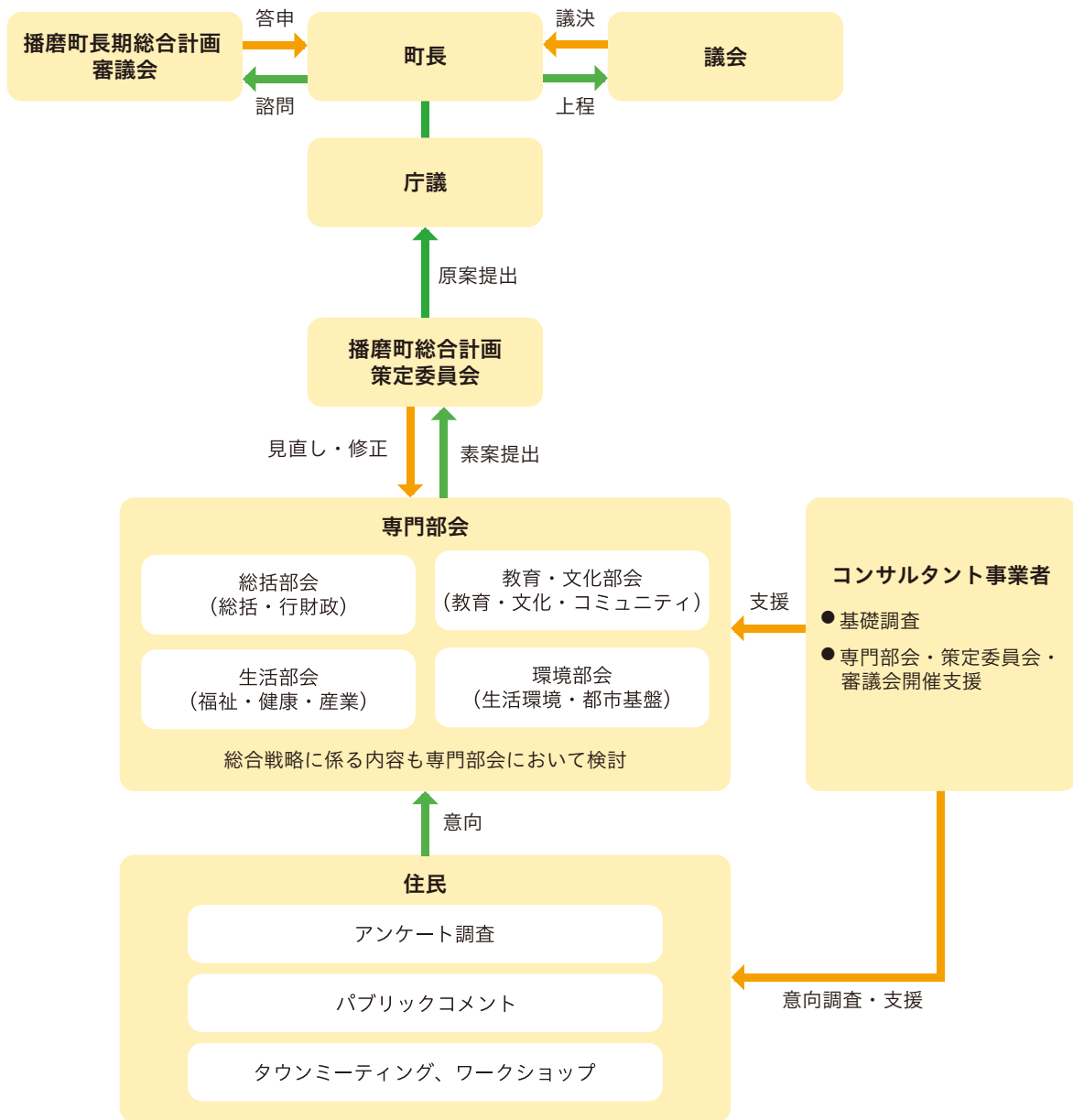
年月日	会議等	内容
令和元年 5月7日	意見交換	・タウンミーティング（野添元気会）
7月24日	第1回 専門部会	・職員研修会
6月28日～8月23日	アンケート調査の実施	・住民、中学生、事業所アンケート
9月12日	第1回 総合計画策定委員会	・第5次総合計画策定方針について ・人口の現状分析について
9月20日	第2回 専門部会	・住民の視点からまちづくりを考える
9月30日	第1回 長期総合計画審議会	・諮問書の手交 ・第5次総合計画策定方針について ・人口の現状分析について
10月21日	第3回 専門部会	・次期計画の検討
10月23日	意見交換	・タウンミーティング（はりま女性会議）
11月5日	第2回 総合計画策定委員会	・住民アンケート等調査報告について ・第4次総合計画進捗評価について
11月19日	第4回 専門部会	・次期計画の検討
11月23日	意見交換	・住民ワークショップ
11月27日	総務建設常任委員会	・第5次総合計画策定方針について ・策定スケジュールについて
11月29日	第2回 長期総合計画審議会	・住民アンケート等調査報告について ・第4次総合計画進捗評価について
12月21日	意見交換	・学生ワークショップ（兵庫大学、播磨南高校）
12月25日	第5回 専門部会	・基本構想案の検討
令和2年 1月14日	第3回 総合計画策定委員会	・人口動向と将来見通しについて ・基本構想案の検討
1月21日	庁議	・基本構想案の検討
2月7日	第3回 長期総合計画審議会	・人口動向と将来見通しについて ・基本構想案について
2月26日	総務建設常任委員会	・住民アンケート等調査報告について ・基本構想案について

令和2年度

年月日	会議等	内容
令和2年 6月19日	第4回 総合計画策定委員会	・これまでの進捗状況及び今後のスケジュールについて
7月6日	第6回 専門部会	・総合戦略案の検討
7月21日	第7回 専門部会	・基本計画案の検討
7月29日	第5回 総合計画策定委員会	・基本計画案の検討
8月7日	第8回 専門部会	・総合戦略案の検討
8月18日	第9回 専門部会	・総合戦略案の検討
9月7日	第6回 総合計画策定委員会	・基本計画案の検討
9月10日	庁議	・基本計画案の検討
9月16日	庁議	・基本計画案の検討
9月17日	庁議	・基本計画案の検討
9月25日	第4回 長期総合計画審議会	・基本計画案について
10月1日	第7回 総合計画策定委員会	・総合戦略案の検討
10月2日	総務建設常任委員会	・基本計画案について
10月7日	総合戦略推進本部会議	・総合戦略案について
10月16日	総合戦略推進会議	・総合戦略案について
10月19日	庁議	・総合戦略案について
10月29日	第5回 長期総合計画審議会	・総合戦略案について ・パブリックコメントの実施について
11月9日～27日	パブリックコメント実施	
11月25日	総務建設常任委員会	・総合戦略案について
12月7日	第8回 総合計画策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・総合計画（原案）について
12月10日	庁議	・総合計画（原案）について
12月21日	第6回 長期総合計画審議会	・パブリックコメントの結果について ・総合計画（原案）について ・答申書案について
12月23日	SDGs 職員・議員研修会	
12月25日	長期総合計画審議会より答申	
令和3年 2月8日	議会上程・可決	

4

策定体制



本計画の策定の過程では、多くの住民の方にご協力をいただきました。ワークショップでは、播磨町をテーマにしたまちづくりカードゲーム「Harima to the Future (ハリマトウザフューチャー)※」を用いて、様々な貴重なご意見・アイデアをいただきました。

※令和元年度播磨ゆめづくり塾事業で採択された「みんなでつくろう。はりまの暮らし塾」が、尼崎市で開発されたまちづくりカードゲーム「Amagasaki to the Future (ATTF)」を参考に、播磨町版として制作したカードゲーム。まちの身近な課題を地域の一員として、自分ならどうするか…という視点で、ゲーム感覚でまちづくりについて考えられる。



まちづくりカードゲームで播磨町の未来を考える Harima to the Future (ハリマトウザフューチャー)

開催：令和元年11月23日

参加者：35名

内容：まちづくり講演会で Amagasaki to the Future (ATTF) の開発メンバーでもある若狭健作氏から、尼崎市のまちづくりについてお話を伺った後、Harima to the Future を体験し、播磨町ならではの「おなやみ」と「おせっかい」を考えました。

発表内容（抜粋）

おなやみ	おせっかい
同級生はみんな町外に引っ越しちゃって遊ぶ相手がなくなってきた。	みんなではりま☆ドキドキダンスを踊ったり、たこやアサリ、いちごを使って新しい創作料理にチャレンジして、世代を超えた交流ができる場をつくる。
播磨町って海が近いからもっと海で遊びたい！	漁師さんと一緒にクルージングやたこぼろ漁を体験したり、赤灯台周辺で魚釣りをして、海を身近に感じられる機会をつくる。
学校帰りに友達と話し合ったり悩み相談を気軽にできる場所がない。	町内の空き家を活用して、サロンのようにくつろげる様な居場所をつくる。



播磨町の未来を考える会

開催：令和元年12月21日

参加者：31名

内容：播磨南高等学校と兵庫大学・兵庫大学短期大学の学生たちでHTTFを体験し、自分自身を「お宝カード」化し、自分の魅力を活かした地域への関わり方について考えました。

自分自身がお宝カードになるなら（抜粋）

あなたのカードを作ってください	できそうなおせっかいは？
元農業高校生	少しだけだが、農業の話ができるので、畑や野菜の収穫の手伝いができる。
書道が得意	書道を習っている子ども達にアドバイスが出来る。
散歩が好き	小学生の帰宅途中の見守りが出来る。
福祉を学んでいる	障がいのある子の相手もある程度できるので、子育て中の母親の手助けができると思う。

タウンミーティングでは、各団体が抱える課題を共有し、今後のまちづくりについて意見交換を行いました。

タウンミーティング



<野添元気会>

開催：令和元年5月7日

参加者：12名

内容：シニア世代から見た播磨町のいいところ、課題について意見交換を行いました。



<はりま女性会議>

開催：令和元年10月23日

参加者：8名

内容：女性視点での今後のまちづくりに関する課題を共有し、意見交換を行いました。

タウンミーティングで挙げた意見（抜粋）

まちづくりにおける課題と今後について

水産物をもっとPRすれば多くの人買いに来てくれると思う。

大学や漁業協同組合とタイアップして特産品を作ってはどうか。

緊急連絡先やかかりつけ医を書いておける「ヘルプカード」が役立つと思うので、広く皆さんにも知ってほしい。

近隣市町への医療機関へ行くまでの交通手段がない。

播磨町を盛り上げるために、駅前施設で特産品の販売や演奏会などを企画したい。

役員の後継者選別に苦労している。

仕事をしていると、郷土愛につながる地域との時間が取れなくなる。

女性分団結成時は子育て中のメンバーが多かったが、新たな加入者がいない。

民生委員としての仕事がたくさんあって働きに行けない人もいますので、手当が必要ではないか。

消費者協会が実施する料理教室は幼稚園の保護者も多いので、ほかの行事も紹介して加入を勧めている。

女性団体が合同でアピールする場があれば、知らない人にも興味を持ってもらう機会になる。

あ行	
IoT	Internet of Things の略語。家電、自動車など様々なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
ICT	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信技術を活用したコミュニケーション。
RPA	Robotic Process Automation の略語。パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが、デスクワーク（主に定型作業）を代行・自動化する概念のこと。
イノベーション	技術革新のこと。
インフラ	インフラストラクチャーの略語。道路や上下水道など産業や生活の基盤として整備される施設のこと。
雨水幹線	道路側溝などに集まった雨水を河川や海へ排除するための主要な下水道施設。
雨水ポンプ場	台風や大雨、高潮などの時、雨水を強制的に河川や海へ排除するための施設。
SNS	Social Networking Service の略語。登録した利用者同士が交流できるインターネット上のサービスの総称のこと。人と人とのコミュニケーションだけでなく、企業や組織の広報としても利用されている。
NPO	Non Profit Organization の略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。
LGBTQ+	代表的な性的マイノリティを示す Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Questioning（または Queer）に「+」を付加することで、性的マイノリティの多様性を表している。
か行	
海洋プラスチックごみ	日常生活や経済活動から意図せず海に入り込んだり、海や川に直接廃棄されることで、最終的に海洋中に存在するプラスチックごみの中で、海洋汚染や生態系への影響などが深刻な問題となっている。
かかりつけ医	健康に関することを何でも相談でき、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
学童保育所	共働きやひとり親家庭の小学生を主対象に、放課後、夏休みや冬休みなどに保護者の代わりに預かり、適切な遊びや生活の場を提供する保育サービスを行う施設。

感染症	細菌、ウイルス、真菌、寄生虫などの病原体が身体に侵入することで引き起こされる疾患。
学校運営協議会	保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するためのしくみ。
狭あい道路	一般には幅員4m未満の道路のこと。
協働	複数の主体が対等の立場で互いに協力しながら目標に向かって活動すること。
グローバル化	国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。
経常収支比率	地方公共団体の人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す比率で、財政構造の弾力性を表す。
健康ポイント	自治体が提供する健康づくりなどのプログラムへの参加や日常の健康づくりの成果（健康状態の維持・改善）等に基づき、ポイントが付与されるしくみ。
健診	健康診断または健康診査の略で、健康状態の判定を行い、病気の発生を未然に防ぐことを目的として行う。
検診	がん検診や歯周病検診等、特定の部位を検査することで、特定の疾患を検査することを目的として行う。
後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。
広域連携	複数の地方公共団体が、協議により規約を定め、協議会を設置して、事務の一部の共同処理、事務の管理・執行に関する連絡調整、広域に関する総合的な計画の策定等を行うこと。
国勢調査	日本に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も重要な統計調査（基幹統計調査）。国内の人口や世帯の実態を明らかにするために5年ごとに行われる。
子育てアプリ	子育て中の保護者が予防接種等の情報や子育てに関連したイベント情報を受け取ることができる情報提供アプリ。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値であり、一般には一人の女性が一生の間に生む子どもの数として解釈される。
こども園	認定こども園のことで、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設。
子ども110番の家	地域の協力家庭が、犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めてきた子どもを保護し、警察等へ連絡を行うなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を見守るボランティア活動。
さ行	
サポートチーム播磨	専門的な知識や技能を有する地域人材を活用し、きめ細やかな教育活動を展開する組織。

参画	事業や政策などにその計画段階から主体的に関わること。
ジェンダー平等	社会的・文化的な性別（ジェンダー）に基づく偏見や男女の雇用・賃金格差といった経済的な不平等のない状態・状況。
自主防災組織	地域住民が自主的に防災活動を行う組織。
社会教育施設	家庭や学校の外で、子どもから高齢者まですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味を楽しむ機会を得ることができる生涯学習のための施設で、公民館、図書館、博物館等を指す。
住宅密集地区	住宅の密集したエリアのことで、特に木造家屋の密集は火災時の延焼危険性等、防災上の問題がある。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。
生涯学習	学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において生涯に行うあらゆる学習のこと。
食品ロス	本来は食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
新興感染症	新しく認知され、局地的または国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。
性的マイノリティ	性的少数者のことで、セクシャルマイノリティともいう。
成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。
全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析するため、全国の小学6年生・中学3年生の全員を対象として行われている調査。
先端設備等導入計画	生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。

た行

耐震化	大規模地震等に際して倒壊・損壊しないように建物を補強すること。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域医療	地域住民が抱える様々な健康上の不安や悩みを受け止め、適切に対応するとともに、広く住民の生活にも心を配り、安心して暮らすことができるよう、見守り支える医療活動。
地域コミュニティ	地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや組織のこと。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。
地域ブランド	地域と商品・サービスを一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。
地域包括ケアシステム	要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。
地籍調査	土地における地籍（土地に関する戸籍）の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目及び境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等（地籍図、地籍簿）を作成する事業。
低炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。
都市基盤	都市の様々な活動を支える最も基本となる施設のこと。一般には道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤や学校、病院、公園等の公共施設を指す。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づき都市計画決定された道路。
特定健診	特定健康診査の略。40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等（医療保険者）が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防・改善するための健康診査。
な行	
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする活動を行う。
は行	
バリアフリー	社会生活を送る上でのあらゆる障壁を取り除くこと。障壁となるものを取り除くことで生活しやすくしようという考え方。
播磨臨海地域道路	神戸市西区と太子町の約50キロを結ぶ道路（開通時期は未定）。
パンデミック	感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行する状態のこと。
ビッグデータ	一般的なデータベース管理システム等では記録や保管、解析が困難な巨大かつ複雑なデータ群のこと。

病後児保育	病気やけが等が急性期を経過する等、回復期にある子どもを一時的に預かる事業。
PPP/PFI	Public Private Partnership/Private Finance Initiativeの略語。前者は、公民が連携して公共サービスの提供を行うしくみで、公民連携ともいう。後者は、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うしくみ。
ファミリーサポートセンター	育児の援助をしたい人（提供会員）と、育児の援助をして欲しい人（依頼会員）が育児の相互援助活動を行う会員組織。
文化団体	文化的活動を目的とする団体。
防犯連絡所	警察署及び警察署管内にある防犯協会が、警察と地域の密接な防犯活動を密接にするために設置されるもので、警察からの防犯情報等を地域住民に伝えるためのパイプ役等の機能を担っている。
ま行	
まちなみ緑化	都市地域における防災性の向上や環境改善等を目的とするもので、一般緑化（植栽、生垣、修景）、校園庭・ひろばの芝生化、駐車場の芝生化、建築物の屋上・壁面緑化、大規模都心緑化等がある。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などに関わらず、誰もが利用しやすいように建物、もの、しくみ、サービスなどをデザインすること。
四者連携協定	地元産業の活性化に取り組むため、兵庫南農業協同組合、播磨町漁業協同組合、播磨町商工会、播磨町の四者で締結している連携協定のこと。
ら行	
ライフスタイル	生活の様式や価値観。
ライフライン	電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信等の都市生活を支えるシステムのこと。
連携	複数の主体が互いに連絡を取り合いながら協力して物事を行うこと。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。

第5次播磨町総合計画に位置付けた26のまちづくり分野とSDGsの17の目標との関係

「誰一人取り残さない」持続可能なまちの実現に向け、播磨町総合計画においてもSDGsの達成に向けた取り組みを推進していきます。

	分野	ビジョン
基本政策1 誰もが安心して安全に暮らせるふるさと		
方向性1 安心して暮らせるまちへ (保健・福祉)	1.地域福祉の充実	誰もが地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくり
	2.健康づくりの推進と地域医療体制の充実	いきいきとみんなで健康に過ごせるまちづくり
	3.子育て支援の充実	地域全体で安心して子育てができるまちづくり
	4.高齢者福祉の充実	高齢者がいきいきと地域で暮らしていけるまちづくり
	5.障がい者福祉の充実	誰もがともに支え合い、暮らす共生のまちづくり
	6.健全な保険制度の運営	健全かつ適正な保険事業をめざすまちづくり
方向性2 安全に暮らせるまちへ (防災・防犯)	1.消防・防災体制の強化	災害に強い防災・減災のまちづくり
	2.防犯対策の充実	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり
	3.消費者安全の推進	消費生活を安全に行えるまちづくり
	4.交通安全対策の充実	交通事故ゼロをめざし、誰もが安全に暮らせるまちづくり
基本政策2 身近な自然環境と快適な住環境が調和したふるさと		
方向性1 うるおいのあるまちへ (都市基盤・住環境)	1.市街地の整備	安全で快適に暮らせるまちづくり
	2.公共交通の維持・確保	地域公共交通を維持し、誰もが安心して外出できるまちづくり
	3.道路・交通ネットワークの維持・整備	安全な交通を確保したまちづくり
	4.上・下水道の整備	ライフラインの安定したまちづくり
	5.バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	誰もが安心して暮らせるバリアフリーのまちづくり
	6.公園緑地と水辺環境の保全	水と緑を活かしたうるおいのあるまちづくり
	7.生活環境の向上	生活環境を良好に保つまちづくり
	8.ごみの減量・リサイクル活動の推進	環境への負荷が少ない資源循環型のまちづくり
方向性2 活力のあるまちへ (産業・就業)	1.農漁業の振興	地域の農水産を維持するまちづくり
	2.商工業の振興	地元産業の活性化を図るまちづくり
基本政策3 多様な個性と夢をみんなてつなぐふるさと		
方向性1 人を育むまちへ (教育・文化)	1.子どもたちの学びの充実	豊かな心と生きる力を育むまちづくり
	2.生涯学習の充実	誰もが夢や目標に向かい、生きがいを持って暮らせるまちづくり
	3.歴史・文化遺産の保存と活用	歴史・文化遺産を活用した魅力あるまちづくり
	4.多文化共生・人権教育の推進	多文化共生と人権・平和を尊重するまちづくり
方向性2 人がつながるまちへ (協働・行政)	1.地域活動の活性化と住民協働の推進	みんなが主役で、みんなで協働するまちづくり
	2.健全な行財政運営	持続可能な行財政運営を進めるまちづくり

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	●		●													●	●
			●														●
	●	●	●	●	●											●	●
	●		●													●	●
	●		●	●				●		●						●	●
	●		●														●
											●		●				●
											●					●	●
			●								●						●
											●		●				●
							●				●		●	●			●
			●								●						●
						●	●				●		●		●		●
						●	●				●	●	●	●	●		●
							●	●			●	●	●	●	●		●
								●	●			●		●	●		●
								●	●			●		●	●		●
	●		●	●	●					●							●
			●	●													●
			●	●							●						●
			●	●						●						●	●
				●	●											●	●
					●			●								●	●

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities and Local Governments) では、SDGsの17の目標に対する自治体行政の果たし得る役割を次のとおり示しています。

目標 (ゴール)	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8 包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

目標 (ゴール)	ゴールの説明及び自治体行政の果たし得る役割
	<p>目標 10 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>目標 11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
	<p>目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>目標 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>目標 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<p>目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：UCLG (United Cities and Local Governments) (「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン - (2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))

第5次播磨町総合計画
令和3年度～令和12年度(2021～2030)

発行年月 令和3(2021)年5月

発行 播磨町
〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5-30
TEL: 079-435-0355 (代表) FAX: 079-435-3398
URL: <https://www.town.harima.lg.jp/>

いいところいっぱい！

笑顔いっぱい！

みんなで作るふるさと はりま

